



2026年10月20日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 047-485-1107)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2026年11月27日開催予定の当社第42期定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を3議案に分けて付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第4号議案 定款一部変更の件(1)

- ①株主還元の充実及び資本政策の機動性・柔軟性の向上を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨の規定を新設いたします。
- ②剰余金の配当等について機動的かつ柔軟な対応を可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定める旨を明確にするとともに、期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日において剰余金の配当を行うことができる旨の規定を追加いたします。

(2) 第5号議案 定款一部変更の件(2)

- ①今後の事業内容の多様化及び事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的について、所要の追加及び変更を行います。
- ②当社は、会社法施行規則第118条第3号に基づき、当社の財務及び事業方針の決定を不適切な者に支配されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。本対応策に定款上の根拠を付与することにより、株主の皆様の意思をより明確に反映させ、その法的安定性を高めるため、「株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み」に関する規定を新設いたします。
- ③単元未満株式の権利を合理的範囲で制限するとともに、単元未満株式を所有する株主の皆様への便宜を図るため、単元未満株式についての権利に関する規定及び単元未満株式の買増請求に関する規定を新設いたします。
- ④現行定款第31条は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当該契約を締結する予定がなく、また現時

点で締結の必要性も認められないことから、当該規定を削除いたします。

- ⑤会社法その他関係法令との整合性を図るとともに、規定内容をより明確にするため、株主総会及び取締役会に関する規定の整備、字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行います。

(3) 第6号議案 定款一部変更の件(3)

当社の発行可能株式総数は、2026年10月20日現在、定款第6条において2,880万株と定められています。今後の事業拡大に伴う資金調達その他の資本政策について、機動的かつ柔軟な対応を可能とするため、発行可能株式総数を8,000万株に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

なお、今回の定款変更については、変更の目的及び内容に応じて、第4号議案から第6号議案までの3議案に分けて付議することとしております。

各議案はそれぞれ独立して決議されるため、その承認可決の状況に応じて、各変更の内容に実質的な変更を生じさせない範囲で、条数その他必要な形式的調整を行うものいたします。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日：2026年10月20日(本日)
- (2) 定款変更のための株主総会開催日：2026年11月27日(予定)
- (3) 定款変更の効力発生日：2026年11月27日(予定)

以 上

(別紙 1)

第 4 号議案 定款一部変更の件 (1)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(新 設)	(自己の株式の取得) <u>第 7 条</u> 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(剰余金の配当等の決定機関) <u>第33条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、 <u>株主総会の決議によらないものとする。</u>	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第36条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め <u>ることができる。</u>
(剰余金の配当基準日) <u>第34条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年 8 月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年 2 月末日とする。	(剰余金の配当基準日) <u>第37条</u> 当社の期末配当基準日は、毎年 8 月31日とする。 2 当社の中間配当基準日は、毎年 2 月末日とする。 <u>3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

(別紙2)

第5号議案 定款一部変更の件(2)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ～13.</u> <条文省略> (新 設) <u>14. ～16.</u> <条文省略> <u>17.</u> 不動産の売買、仲介<u>及び</u>管理 (新 設) (新 設) <u>18. ～19.</u> <条文省略> (新 設) <u>20.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)～(13)</u> <現行どおり> <u>(14)労働者派遣事業</u> <u>(15)～(17)</u> <現行どおり> <u>(18)不動産の売買、賃貸、保有、投資、運用、仲介および管理</u> <u>(19)投資業務</u> <u>(20)ファイナンシャルアドバイザリー業務</u> <u>(21)～(22)</u> <現行どおり> <u>(23)旅行業法に基づく旅行業、旅行者代理業および旅行サービス手配業</u> <u>(24)</u> 前各号に附帯関連する一切の業務
(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(新 設)	(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み) <u>第8条</u> 当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。ただし、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の廃止および軽微な変更は、取締役会の決議によって行う。 <u>2</u> 当会社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。
(新 設)	(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(新 設)	(単元未満株式の買増請求) <u>第11条</u> 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(株主名簿管理人) <u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>3</u> 当社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。
(招集の時期) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。	(招集の時期) <u>第15条</u> 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。
(決議要件) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。	(決議要件) <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(取締役会) <u>第20条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会) <u>第24条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
<u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)

(別紙3)

第6号議案 定款一部変更の件(3)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>28,800,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>80,000,000株</u> とする。